

コピー同意発言を撤回 防衛局回答 返却には応じず

コピー同意発言を撤回

防衛局回答 返却には応じず

2012年5月に賃貸借契約が切れる米軍用地をめぐり、防衛省が県軍用地等地主会連合会（土地連、浜比嘉勇会長）に対し、地主の契約同意書の複写（コピー）を根拠に契約更新手続きができると示した問題で、沖縄防衛局は発言を撤回するとの文書を土地連に送っていたことが分かった。浜比嘉会長らは20日、同局に真部朗局長を訪れ、コピーの返還を求めたが、真部局長は「同意する地主と拒否する地主を判別するために必要」と述べ、返還を拒否した。

浜比嘉会長は「返還しないのであれば、コピーの目的外使用をしない、と文書で確約すべきだ」と要求し、議論は平行線をたどつた。

文書は13日付の及川博之局長事務代理（当時）名で、「（2日に）言及した法律解釈の一般論については既にその発言を撤回している。「防衛省としては、予約締結同意書の写しにより同意したとみなすことは可能であるというような見解を固めた事実はない」としている。

しかし、真部局長はコピーを契約更新に使用しないと断言しなかつたため、浜比嘉会長は年明けにも一川保夫防衛大臣にあらためて抗議する方針を示した。